

### 第3章 生物多様性の社会における主流化

第2章で記述したとおり、わが国においては、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議が設置されており、13の省庁が参加している。この連絡会議では、生物多様性国家戦略の作成や点検等、生物多様性条約の実施のために必要な作業を連携を取りながら行っている。生物多様性国家戦略には、さまざまな分野別又は分野横断的な計画・戦略・施策又は個別事業において、生物多様性が取り入れられている事例が多数記載されている。本章では、農業、教育、林業、水産業、観光、景観保護、国際協力などの各分野において、生物多様性の観点を取り入れられている事例の中から代表的な事例を取り上げ、条約の条文や分野に沿って紹介する。

また、政府の取組に加え、地方公共団体における生物多様性戦略の策定、企業における生物多様性の取組について紹介する。

#### 1. 政府の取組事例

施策	第2章参照箇所	条約の条文、分野別・分野横断的課題との対応
名勝・天然記念物、重要文化的景観の保護	2. 1 (2) 重要地域の保全	第8条 生息域内保全
生物多様性に配慮した生産基盤整備	2. 1 (4) 農林水産業	農業生物多様性
鳥獣による農林水産業被害対策の推進	2. 1 (4) 農林水産業	農業生物多様性
森林における生物多様性の保全	2. 1 (5) 森林	森林生物多様性
都市における緑地の保全・再生・創出	2. 1 (7) 都市	第8条 生息域内保全
自然再生事業(釧路湿原の取り組み)	2. 1 (8) 河川・河原など	内水面生物多様性
海岸環境の保全・再生・創出	2. 1 (9) 沿岸・海洋など	海洋・沿岸生物多様性
港湾環境の保全・再生・創出	2. 1 (9) 沿岸・海洋など	海洋・沿岸生物多様性
藻場・干潟の造成・保全	2. 1 (9) 沿岸・海洋など	海洋・沿岸生物多様性
農林水産分野における遺伝資	2. 2 (2)	第15条 遺伝資源の

源の保存と利用	遺伝資源などの持続可能な利用	取得の機会
研究開発を通じた生物多様性保全への貢献	2. 2 (2) 遺伝資源などの持続可能な利用	第 1 2 条 研究及び訓練
環境教育・学習の推進	2. 2 (3) 普及と実践	第 1 3 条 教育と普及啓発 (CEPA)
政府開発援助 (ODA) 事業を通じた開発途上国への協力	2. 2 (4) 国際的取組	第 1 8 条 技術上及び科学上の協力
環境影響評価	2. 2 (7) 環境影響評価など	第 1 4 条 影響の評価及び悪影響の最小化
戦略的環境アセスメント	2. 2 (7) 環境影響評価など	第 1 4 条 影響の評価及び悪影響の最小化

## 2. 地方公共団体における取組

### ・地方版生物多様性保全戦略

生物多様性の保全は、国が国家戦略を策定することだけで実現されるわけではなく、地域での活動に結びつくことが重要である。その間をつなぎ、生物多様性を保全することの重要性を浸透させ、地域における行政、企業、NGO、地域住民などによる生物多様性の保全を通じた自然共生社会作りのためのさまざまな取組を進めるためには、まず都道府県をはじめ地方公共団体が、それぞれの地域の特性に応じて生物多様性戦略を作ることが不可欠である。この地方版生物多様性戦略は、地方における生物多様性に関わる部局間相互の連携を図るためにも必要なものである。日本では、生物多様性保全の施策を進めるための基礎的な資料として、都道府県版レッドデータブック、レッドリストが全都道府県で作成されているが、これと同じように、すべての都道府県で生物多様性戦略の策定が期待されている。

2008年6月に成立、施行された「生物多様性基本法」第13条では、都道府県及び市町村は、地方版の生物多様性戦略を定めることが努力義務として規定されている。現在までに滋賀県、千葉県、長崎県などにおいて、このような戦略または計画が策定されている。

また、環境省では、現在、地方版の生物多様性戦略の策定に関する指針（ガイドライン）の策定を進めており、効果的な地方での戦略作りを促すこととしている。

### 3. 民間企業の取組

自然環境・生物多様性の保全に着目した経済団体の取組として、日本経済団体連合会では、1992年に自然保護基金運営協議会（2000年に自然保護協議会に改称）を設立し、主としてアジア太平洋地域における自然保護プロジェクトの支援を行ってきた。また、2002年には、日本経団連自然保護宣言を発表し、「自然界と共栄できる経済社会」の実現に向けて、個々の企業が積極的に活動するとともに経済界が一体となって取り組むことで自然保護への大きな貢献ができるとの確信のもと、経済界が自然保護に取り組む意義と使命があるとの認識を宣言している。個別企業による取組でも、481社の環境報告書（2005年度版）のうち、自然環境・生物多様性保全に係る取組の記載が8割近い365社にあった。2007年6月には、環境省策定の環境報告ガイドラインが改訂され、環境報告に記載する情報・指標の一つとして、「生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況」が追加された。その中では、原材料調達における生態系や野生生物への主要な影響とその評価などを記載する情報の例として挙げ、生物多様性に影響を与える方法で生産された原料の利用など生物多様性に影響を与えている主要な原因について、原材料調達から製造段階、さらには流通や販売までの一連の流れ（サプライチェーン）を含めたより広い範囲で配慮することなどを指摘している。

さらに、環境省では、このような民間企業による取組をすすめるための生物多様性企業活動ガイドラインの策定を進めている。

また、生物多様性条約第9回締約国会議の際に、ドイツ政府の主導により立ち上げられた「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」に、日本から9社の企業が参加し、7項目のリーダーシップ宣言への署名を行うなど、自主的な動きも進んでいる。